ハワイ州　　差別通告書　　社会福祉部

氏名：　　SSN(下４桁)　　電話番号(自宅)　　(職場／携帯）番号

住所（番号、ストリート名）　　市　　州　　郵便番号

雇用主（部門／部署）：

1. 肩書き：

2. 差別の種類項目（適切なものを全て選ぶ）

☐ 人種差別・肌色差別	☐ 国籍・祖先	☐ 報復・仕返し	☐ 男女・性差別	☐ 母乳育児
☐ 配偶者の有無	☐ 宗教	☐ 逮捕・法廷記録	☐ 年齢	☐ 障害
☐ 子供経済援助義務	☐ 市民権	☐ 軍務による欠席	☐ 性的指向	☐ 政治的信条

3. 差別行為に対して何か対処したのであれば簡潔に説明ください。

4. その差別行為はサービス提供に関するものですか? ☐はい ☐いいえ

5. その差別行為は雇用問題に関するものですか？ ☐はい ☐いいえ

6. その差別行為は自分に対してですか？ ☐いいえ ☐はい、誰からですか？

7. どのようにして差別されたか、またその理由を名前、日付、証人、そして起こった場所なども特定して説明下さい。

（書く欄が足りない場合別の用紙をつけ足し下さい。）

8. 差別行為は他の人に対するものでしたか？ ☐いいえ ☐名前、住所、電話番号をお書き下さい。

9. 差別行為のあった日付と期間を記してください。

10. どのような償いを求めていますか？

11. 住所や電話番号が変わった場合は至急Department of Human Services (DHS), Personnel, Civil Rights Compliance Service (CRCS), PO Box 339, Honolulu HI 96809-0339まで連絡します。わたしは上に記されている事柄を経験と信念に基づいた上で真実であることを誓い確言します。
記入もれの無い事を確認し、署名と日付を記入の上上記の住所へ郵送下さい。

署名：　　日付：

ハワイ州　　社会福祉部

この用紙の目的は社会福祉部に差別を受けた内容を報告するためのものであり、必ずしもこの用紙を使う必要はありません。同等の情報が記されている手紙で充分です。いずれにしても質問には必ずお答え下さい。

（被別通告、及び非報復請求についての通知をお読み下さい。）

個人差別通告をするにあたってのお知らせ

サービスまた勤務先の差別行為申し立てを希望する方は、社会福祉部が提供する差別通告書DHS6000(2009年6月改正）を記入することができます。同じ内容が記されているのであれば手紙を使用することも可能です。通告書を以下の住所に郵送下さい。

STATE OF HAWAII
Department of Human Services
Personnel/CRCS
P.O.Box 339
Honolulu, Hawaii 96809-0339

電話: (808) 586-4955　TTY: (808) 586-4959
gwatts@dhs.hawaii.gov

各人は以下の場所から救済を求めることもできます。
1. 団体交渉部署
2. 州と連邦の承諾代理店、加えて／又は
3. 民事裁判所

機密性：全ての情報は厳密に扱い、問題解決目的以外は一切公開をしません。調査を完成するのに原告同意承諾書（DHS6006）を記入頂く必要があります。

非報復：1964年市民の人権法(修正されたもの)のセクション704(a)にこう記されています：
会社側は、従業員が会社側の人権上正しくない行為に反発したり調査をしたり訴訟を起こす事、また手続きを手伝うことを阻止してはならない。

これに加えて連邦政府より金銭援助を受ける個人が（自分の希望が受け入れられないからといって）、相手を脅したり仕返ししてはならない。社会福祉部からサービス又は就職を求める人もこの非報復の決まりに背いてはならず、まんがいち差別通告書を提出することで仕返しを受けた場合は直ちに政府に知らせる事。Department's Personnel Office/CRCS, P.O.Box 339, Honolulu, Hawaii 96809-0339

権利と責任：（以下に記されている権利と責任はごく一部です。）

1. 通告をするどの段階でも弁護人を自費で雇っても良い。ただしその弁護人は州の代表や専門職員以外とする。
2. 通告を中止する場合はその旨を文章にして提出する。（DHS6007）
3. 政府側が苦情の処理をするにあたってその途中経過や決断された事を通告人が知る権利がある。

4. 通告人は政府からの援助、通訳又は翻訳サービス、障害者用の駐車場等の補助を受ける権利がある。援助が必要な場合は本人が問い合わせる責任がある。
5. 必要に応じて以下に記されている州または連邦機関に苦情を提出できる。救済方法などに関しては直接以下の機関と連絡を取り合うこと。

State of Hawaii
Hawaii Civil Rights Commission
ハワイ人権委員会
830 Punchbowl Street, Room 411
Honolulu, Hawaii 96813
Telephone (808) 586-8636

U.S. Department of Labor
Office of Contract Compliance Programs
米国労働省連邦契約承認企画
Prince Kuhio Federal Building, Room 7326
300 Ala Moana Boulevard
Honolulu, Hawaii 96850
Telephone (808) 541-2933

U.S. Department of Health and Human Services
Office of Civil Rights, Region IX
米国保健・福祉省公民権課
90 7th Street, Suite 4-100
San Francisco, California 94103-6705
Telephone (415) 437-8324

U.S. Department of Agriculture
Office of Civil Rights, Room 326-W, Whitten Building
米国農務省公民権課部
1400 Independence Avenue, SW
Washington, DC 20250-9410 (202) 720-5964 or

Office of Civil Rights Food and Nutrition Service Western Region
公民権課食糧・栄養部
90 7th Street, Suite 10-100
San Francisco, CA 94103
Telephone (415) 705-1322 TTY (800) 735-2922

U.S. Department of Justice
Office of Civil Rights
米国司法省公民権課
810 7th Street, NW

Washington, D.C. 20531
Telephone (202) 307-0690

U.S. Department of Housing and Urban Development
Office of Civil Rights
米国住宅・都市開発省公民権課
451 7th Street, SW
Washington, D.C. 20410
Telephone (202) 708-1112　TTY (202) 708-1455

非報復の必要について

1964年市民の人権法(修正されたもの)のセクション704(a)にこう記されています：

会社側は、従業員が会社側の人権上正しくない行為に反発したり調査をしたり訴訟を起こす事、また手続きを手伝うことを阻止してはならない。

求職者で雇用差別を受けた者も上記の条例に背いてはならず、まんがいち通告をすることで仕返しを受けた場合は直ちに社会福祉部に連絡すること。(808)586-4955